

## お知らせ

平成30年9月30日

利用者 各位

旭川市近文市民ふれあいセンター 所長 空地 嘉人

### 旭川市近文市民ふれあいセンター 温水プール改修工事に伴う プール回数券の有効期限延長のお知らせ

日頃より当センターの温水プールをご利用いただきありがとうございます。

10月1日よりプール改修工事により利用休止となり、皆様には大変ご迷惑をお掛け致します。

再開は、平成31年1月5日(土)を予定しておりますので何卒ご理解願います。

温水プール休止中の回数券の取扱いにつきまして、有効期限内に休業期間が重なっている回数券を所有する方は、その重なった期間分、有効期間を再開日から延長して利用することができます。

なお、期限の延長には次の通り条件がありますのでご確認の上、ご利用願います。

- 回数券を現に所有している方に限ります。(あつたが破棄してしまった方は対象外)
- ふれあいセンターで回数券を購入し、ふれあいセンターで利用する場合のみ延長の対象となります。  
但し、障害者福祉センター(おびった)で回数券を利用する場合は延長の対象となりません。
- 障害者福祉センター(おびった)で購入した回数券でふれあいセンター利用する場合は、延長の対象となりません。
- 払い戻しは出来ません。(未使用分含め残回数分)

※詳細につきましては、センター職員までお問合せください。(電話 0166-55-3200)

以上